

整理番号	3-12-4-1
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	平成30年 4月 7日	～平成 年 月 日	金額 1,390 円

目的	県政に関する情報収集
使途	平成30年4月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にす。

《領収書貼付枠》

2018年 4月分 領収証 発証No. 201804-1

増田 たかひろ (事) 様

銘柄	部数	金額
静岡新聞単	1	2,780

合計金額 **¥2,780**
(消費税込み)

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です

毎度ご購入有難うございます
上記金額正に領収致しました



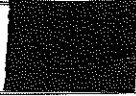
(有)風間新聞

掛川市駅前4-6
TEL 0537-24-4811

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	2,780 円	1/2	1,390 円
按分する		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


整理番号	3-12-4-2
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月 2日~平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	県政全般に関する検証
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県総合計画及び知事公約の検証
<領収書貼付枠> 回数券6枚綴り 1・2枚目使用	
	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-3
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

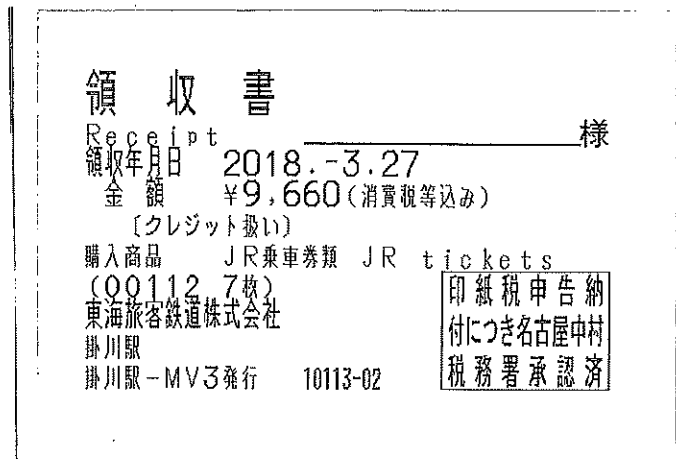
(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月 3日~平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	県教育委員会「魅力ある学校づくり」に関するレク
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県教育委員会では「魅力ある学校づくり」計画を策定し、教育行政を実施している。

《領収書貼付枠》


新幹線回数券 3・4 枚目使用
領収書の原本は 3-12-4 -2 に添付



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-4
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料		
年月日	平成30年 4月 4日～平成 年 月 日	金額	27,540 円

目的	政務活動を行う事務所賃貸料																										
使途	平成30年4月分賃貸料・水道料																										
政務活動・ 県政との 関連性	_____																										
<<領収書貼付枠>> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">かけしん 全国しんきんネット お取引明細票 毎度ご利用いただきありがとうございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td>取扱店番・受付番号</td> </tr> <tr> <td>30 04 04</td> <td>1513001Y-0036</td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> </tr> <tr> <td>千円券</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>50円</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>5円</td> <td>1円</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>¥0</td> <td>¥55,080*</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>13:33</td> <td>*****</td> </tr> </table> <p>掛川信用金庫 本店営業部 お受当座 0000001447 カ)ヨシタ様 あつり ¥20* マスタ カヒロ様 0537-21-2700 印紙税納付済</p> <p style="text-align: center;">掛川信用金庫</p> </div>		ご利用年月日	取扱店番・受付番号	30 04 04	1513001Y-0036	お取引店	口座番号	お取引金額		万円券	五千円券	千円券	500円	100円	50円	50円	10円	5円	1円	手数料	お取引金額	¥0	¥55,080*	時刻	お取引後残高	13:33	*****
ご利用年月日	取扱店番・受付番号																										
30 04 04	1513001Y-0036																										
お取引店	口座番号																										
お取引金額																											
万円券	五千円券																										
千円券	500円																										
100円	50円																										
50円	10円																										
5円	1円																										
手数料	お取引金額																										
¥0	¥55,080*																										
時刻	お取引後残高																										
13:33	*****																										

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	55,080 円	1/2	27,540 円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-5
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

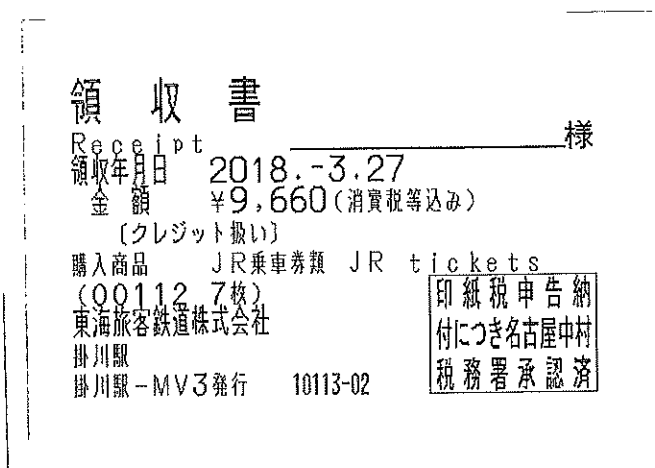
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月 5日~平成 年 月 日	金額	3,220 円

目的	常任委員会会派調整
使途	交通費 (JR 新幹線 : 掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会常任委員会における諸課題を検証し、会派の対応を協議

《領収書貼付枠》
回数券6枚綴り 5・6 枚目使用
領収証の原本は 3-12-4-2 に貼付



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220 円	1/1	3,220 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 静岡

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

18年 4月 6日 12時09分

車種 普通

通行料金 ¥1,380-

(外払)

-入口料金所- 掛川

ETC 有効期限22年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)



中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号207-00371141-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター
フリーダイヤル 0120-922-229
上記番号をご使用になれないお客さまは
TEL 052-223-0333 (有料)

18年 4月 6日 14時49分

車種 普通

通行料金 ¥1,380-

(外払)

-入口料金所- 静岡

ETC 有効期限22年 5月

会員番号 (支払 - 1回払い)



中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦2-18-19

取扱番号211-00181419-00

整理番号	3-12-4-7
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

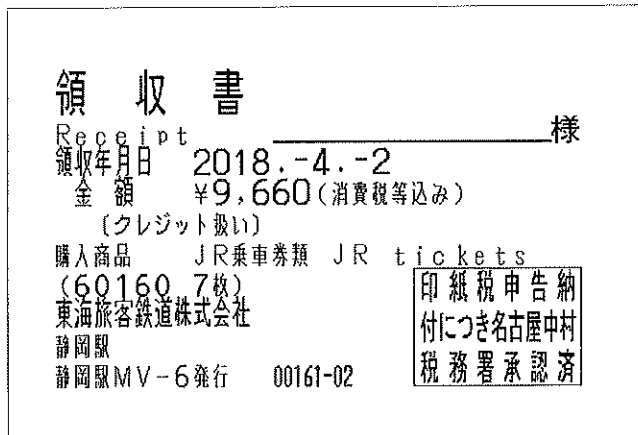
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月 9日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	県立高校第三次長期計画に関する調査
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇄静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県教育委員会では平成30年度から40年度までの県立高校の再編整備を含めた長期計画を策定している。

《領収書貼付枠》
回数券6枚綴り / . 枚目使用



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-9
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月11日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	県予算編成に関する調査
使途	交通費 (JR 新幹線：掛川駅⇔静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県の今年度予算の検証と次年度に向けた予算編成に関する調査

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 3・4枚目使用
領収証の原本は 3-12-4-9 に貼付

領収書

Receipt _____様
 領収年月日 2018.-4.-2
 金額 ￥9,660 (消費税等込み)
 [クレジット扱い]
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets
 (60160, 7枚)
 東海旅客鉄道株式会社
 静岡駅
 静岡駅MV-6発行 00161-02
 印紙税申告納
 付につき名古屋中村
 税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2018年04月13日

領収書

一連No447401
領収No021002

増田 にかひろ 様

¥1,408-

税抜金額
¥1,304-
消費税等
¥104-

印

(但し) として
正に領収致しました)

収入印紙

Mr. ぶん
掛川店



掛川市矢崎町3-10
TEL: (0537) 21-5511
<http://www.mr-bungu.co.jp/>
印刷面を内側に折って保管願います

領収証

Mr. ぶん
掛川店

掛川市矢崎町3-10
TEL: (0537) 21-5511
<http://www.mr-bungu.co.jp/>
2018-04-13 12:45

事務用品	¥690
事務用品	¥150
2点	@280
事務用品	¥560
事務用品	¥230
小計	¥1,630
20%	
% -	-326
外税対象	¥1,304
消費税等	8.0% ¥104
合計	¥1,408
お預り	¥1,410
お釣	¥2

セールやお得な情報をお届けします!

メルマガ
募集中!



携帯サイトにて、メルマガ配信始めました。新商品、セール情報をお届けします!



整理番号	3-12-4-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 電務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車エンジンオイル交換代 2,376		
年月日	平成30年 4月13日～平成 年 月 日	金額	2,385 4,770円

目的	政務活動用自動車の維持管理
使途	エンジンオイル交換代
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

按分の理由 <u>私用と 後援会活動を含むため 按分する</u>	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,504 9,541 円	1/4 %	2,376 2,385 4,770円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

納品請求書

(お客様)

一般整備・他

お客様名 増田 享大
ご住所 静岡県掛川市亀の甲
2-2-8

様



Honda Cars 駿河 掛川インター
静岡県掛川市矢崎町
3-19
TEL 0537-62-2200

9-12-4-10

ご自宅TEL [REDACTED] 携帯TEL [REDACTED]

受付月日 2018年 4月13日 営業担当 [REDACTED]
修理区分 一般整備 受付担当 [REDACTED]
管理番号 8040161 301 発行月日 2018年 4月13日
明細書No SU07083 発行担当 [REDACTED]

通称名 ACCORD TOUR 型式類別 16198 0006 登録番号 [REDACTED]
型式 DBA-CW2 外装色 [REDACTED] 走行距離 144,228 km
F/番号 1002623

登録年月 2009年(平成21年) 4月24日 初度登録 2009年(平成21年) 4月24日
次回点検 2018年(平成30年) 4月23日 車検満了 2018年(平成30年) 4月23日

No	整備内容 (部品又は作業名) (部品番号)	作業	数量	部品・油脂代	技術料
1	オイル&エレメント&ワッシャ LEO SN				
	○ エンジンオイル LEO SN	交換	4.0	5,292	972
	○ カートリッジ, オイルフィルター 15400RTA003	交換	1.0	1,296	1,944
	× ワッシャー, ドレンプラグ 14MM 9410914000	交換	1.0	37	
整備代小計				6,625	2,916

定期点検バック残高確認欄 (加入コース:)

㊦ お預かり金合計	㊥ 整備代金累計	㊤ 調整金累計	㊢ お取崩金額累計	㊡ 残高 [㊦ - ㊢]
-----------	----------	---------	-----------	--------------

定期点検履行状況/点検種別/取崩金額

① 部品代	② 油脂代	③ 用品代	④ 技術料	⑤ 整備代合計 [①+②+③+④]
1,333	5,292		2,916	9,541
⑥	⑦ 検査代行手数料	⑧ 整備代合計 [⑤+⑥+⑦]		(内、消費税)
		9,541		(706)

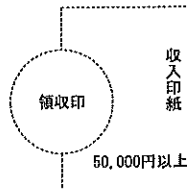
⑨ 諸費用等合計
重量税
自賠責
印紙代等
合計

⑩ お預かり金
ご請求金額 (⑧+⑨-⑩)
9,541 円

毎度ありがとうございます。
現金でお支払い頂きました時には本書を領収証とさせていただきます。
なお、振込によるお支払いには下記の取引銀行口座をご利用くださるようお願い致します。

掛川信用金庫
本店
普通 0042226
口座名 株式会社ホンダカーズ駿河
電話 0537-62-2200

出荷担当者



診断
部品
整備 1 [REDACTED]
整備 2
整備 3
中検
完検

整理番号	3-12-4-//
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月16日～平成 年 月 日	金額	3,220円

目的	県の今年度重要施策に関する調査																						
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇔静岡駅 @1,610×2)																						
政務活動・ 県政との 関連性	県の今年度事業に関する調査である																						
<<領収書貼付枠>> 回数券6枚綴り 5・6枚目使用 領収証の原本は 3-12-4-7 に貼付																							
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 書</td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>Receipt</td> <td></td> </tr> <tr> <td>領収年月日</td> <td>2018.-4.-2</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>¥9,660 (消費税等込み)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[クレジット扱い]</td> </tr> <tr> <td>購入商品</td> <td>JR乗車券類 JR tickets</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(60160 7枚)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東海旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td></td> <td>静岡駅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>静岡駅MV-6発行 00161-02</td> </tr> <tr> <td></td> <td>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</td> </tr> </table>		領 収 書	様	Receipt		領収年月日	2018.-4.-2	金額	¥9,660 (消費税等込み)		[クレジット扱い]	購入商品	JR乗車券類 JR tickets		(60160 7枚)		東海旅客鉄道株式会社		静岡駅		静岡駅MV-6発行 00161-02		印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済
領 収 書	様																						
Receipt																							
領収年月日	2018.-4.-2																						
金額	¥9,660 (消費税等込み)																						
	[クレジット扱い]																						
購入商品	JR乗車券類 JR tickets																						
	(60160 7枚)																						
	東海旅客鉄道株式会社																						
	静岡駅																						
	静岡駅MV-6発行 00161-02																						
	印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済																						

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-18
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月18日~平成	年 月 日	金額 3,220円

目的	障がい者歯科診療に関するレク
使途	交通費 (JR 新幹線: 掛川駅⇔静岡駅 @1,610×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県では保健医療計画において障がい者歯科診療体制構築に向けた事業を実施している。

《領収書貼付枠》
回数券6枚綴り / ・ ♪ 枚目使用



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,220円	1/1	3,220円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-19
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気料		
年月日	平成30年 4月19日～平成 年 月 日	金額	2,266 円

目的	政務活動補助を行う事務所電気料																				
使途	平成30年4月分																				
政務活動・ 県政との 関連性	_____																				
《領収書貼付枠》	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (300409)</p> <p>口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力株式会社</p> <p>平成30年 4月分 ご使用期間 3月 8日～ 4月 8日 (日曜06)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>金額</td> <td style="text-align: right;">千 百 十 万 千 百 十 円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">4 5 3 2</td> <td>335 円</td> </tr> </table> <p>ご依頼人氏名 増田 享大 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>お客さま番号・契約種別</th> <th>容量</th> <th>ご使用量</th> <th>上記金額の内訳(円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">kWh</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従量電灯B</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">141</td> <td style="text-align: center;">4532</td> </tr> </table> </div>			金額	千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)		4 5 3 2	335 円	お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)		A	kWh		従量電灯B	60	141	4532
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	消費税等相当額(再掲)																			
	4 5 3 2	335 円																			
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)																		
	A	kWh																			
従量電灯B	60	141	4532																		
	<p>お支払期日は 5月 9日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。</p> <p>ただし、ご家庭や商店など抵任の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。</p> <p>払込用紙の有効期限は 5月29日 となっております。</p> <p>中部電力株式会社 掛川</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">0120-985-240 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>日 附 印</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(ゆうちょ銀行)</p>																				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	4,532 円	1/2	2,266 円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-14
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川建築文化研究会通常総会会費		
年月日	平成30年 4月24日～平成 年 月 日	金額	4,000円

目的	建築物に関する景観及び安全活動を進める同会からの意見を伺い、適切な建築設計監理と街づくりの参考とするため。
使途	通常総会意見交換会会費
政務活動・ 県政との 関連性	県では様々な建築関係発注を実施しており、また景観条例及び都市計画を定めている。

《領収書貼付枠》

領収証

増田 享大 様 No. _____

★ 4,000-

但 会費

2018年4月24日 上記正に領収いたしました

掛川建築文化研究会
会長 藤原 龍美

収入印紙

内訳
現金 _____
小切手 _____
手形 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	4,000円	1/1 100%	4,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3/26(月)号×済

平成 30 年 3 月 23 日

静岡県議会議員 増田 享大 様

掛川建築文化研究会
会長 藤原龍美

掛川建築文化研究会総会にご臨席のお願い

謹啓、陽春の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃、当会の活動につきましては、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、掛川建築文化研究会総会を下記により開催致しますので、ご多忙の処誠に恐縮に
存じますが、ご臨席賜りたくご案内申し上げます。

敬具

記

1.日 時 平成 30 年 4 月 24 日(火) 午後 18 時 00 分～

2.場 所 掛川商工会議所 2 階 会議室

3.議 題

一部 通常総会

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告、収支決算書報告認の件

第 2 号議案 平成 30 年度事業計画(案)、収支予算書(案)承認の件

第 3 号議案 役員選任の件

二部 [REDACTED] 君の会員スピーチ

尚、総会終了後、月茂登にて午後 19:00 より会費 4,000 円にて懇親会を行いますので、
重ねてご出席の程よろしくお願い申し上げます。

※ 出欠席につきましては、誠に恐縮ですが、別紙にてご返送下さいますようお願い申
し上げます。

整理番号	3-12-4-15
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料		
年月日	平成30年 4月26日～平成 年 月 日	金額	27,540 円

目的	政務活動を行う事務所賃貸料																		
使途	平成30年5月分賃貸料・水道料																		
政務活動・ 県政との 関連性	——																		
《領収書貼付枠》	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">キャッシュサービス お取引明細票 (共同用) 毎度ご利用いただきありがとうございます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td>取扱店番・受付番号</td> </tr> <tr> <td>30 04 26</td> <td>15130017-0026</td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td>万円 千円 百円 十円 5円 1円</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>振込</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>時刻 12:51</td> <td>¥55,080*</td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td></td> <td>*****</td> </tr> </table> <p>掛川信用金庫 本店営業部 お受取人 当座 0000001447 カヨシタ様 お送り ¥20* 案内 依頼人 マスター タカヒロ様 0537-21-2700</p> <p style="text-align: center;">印紙税納付済</p> <p style="text-align: center;">共同利用幹事金庫 掛川信用金庫</p> </div>	ご利用年月日	取扱店番・受付番号	30 04 26	15130017-0026	お取引店	口座番号	お取引金額	万円 千円 百円 十円 5円 1円	振込	振込	手数料	お取引金額	時刻 12:51	¥55,080*	説明コード	お取引後残高		*****
ご利用年月日	取扱店番・受付番号																		
30 04 26	15130017-0026																		
お取引店	口座番号																		
お取引金額	万円 千円 百円 十円 5円 1円																		
振込	振込																		
手数料	お取引金額																		
時刻 12:51	¥55,080*																		
説明コード	お取引後残高																		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	55,080 円	1/2	27,540 円
按分する		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	3-12-4-16
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年 4月27日~平成	年月日	金額 1,380円

目的	運転免許に関する規則調査		
使途	交通費(東名代)		
政務活動・ 県政との 関連性	運転免許は県公安委員会の所管である。		ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: right;"> <p>利用証明書</p> <p>料金所 静岡</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>18年 4月27日 12時04分</p> <p>車種 普通</p> <p>通行料金 ¥1,380-</p> <p>(先払)</p> <p>一入口料金所 掛川</p> <p>ETC 有効期限22年 5月</p> <p>会員番号 (支払 - 1回払い)</p> <p></p> <p>中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号208-00191136-00</p> </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,380円	1/1	1,380円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給料支払明細書

(平成 30 年 4 月分)

■■■■ 殿

労働日数		自	月	日	日
労働時間		時 分			
所定時間外労働		時 分			
支	基本給		5	0	00
	所定時間外賃金				
	家族手当				
	(政務活動)		1	5	00
給					
額	交通費				
	合計				
控	健康保険料				
	介護保険料				
	厚生年金				
	雇用保険料				
	所得税				
	住民税				
除					
額	前払金				
	合計				
差引支給額			5	0	00

(事業所名)

係
印

整理番号	3-12-4-18
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

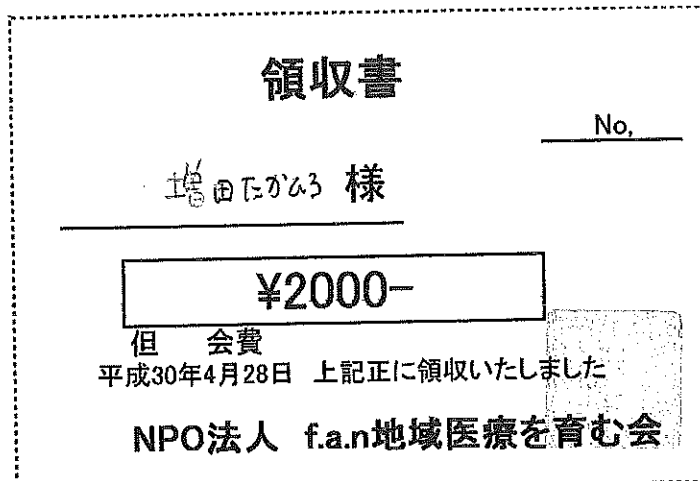
支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO 法人 f.a.n 地域医療を育む会年会費		
年月日	平成30年 4月28日～平成 年 月 日	金額	2,000 円

会の趣旨・目的	地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、医療や健康に関する市民目線での普及啓発を通じて、地域の保健・医療及び福祉の向上に寄与する。
会の活動内容等	地域医療講演会・勉強会の開催、「子どもの救急対応ガイドブック」の作成、出張出前講座の開催、
政務活動・県政との関連性	県には保健・医療計画があり、適切な医療環境整備とともに、適切な受診環境の整備に向けた取り組みを進めている。

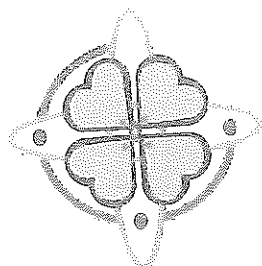
〈領収書貼付枠〉



※ 添付書類： 団体の会則・事業概要 その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000 円	1/1	2,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



f.a.n.
 felicity approach network

地域医療を育む会

「f.a.n.地域医療を育む会」について

地域医療を守り、育むためには病院や行政の力だけでなく、私たち一人一人が自分の体に責任を持ち、医療や健康へ関心を高めることで、一緒になって支えていかなければなりません。

医療機関を上手に利用することで、本当に必要なとき、必要な人が必要な医療を受ける事ができます。

f.a.n.地域医療を育む会は、医療や健康に関する市民目線での普及啓発に取り組んでいます。

f.a.n.地域医療を育む会の活動

「ありがとうメッセージボード」の運用

「子どもの急病対応ガイドブック」の作成

「出張 / fan.出前講座」の開催

広報紙「fan.」の発行・配布

啓発グッズの作成

f.a.n.地域医療講演会・勉強会の開催 等

掛川市地域医療推進課、掛川市消防本部と協働事業に取り組んでいます

～地域医療を守り育むために～

私達、f.a.n.地域医療を育む会では、市民の皆様と一緒に出来ることを一歩ずつ進めていきます。

人として支え合うこと！

大変な時も楽しい時も...
「お互い様」って思える様な関係も大切ではないでしょうか。
一方通行では「人」ではありませぬ医療者が安心して医療に取り組める市民とともに笑顔あふれる街に暮らせるような環境をみんなで作っていきましょう。

私達にも出来ることがあるのです。

f.a.n.

family approach network

4. 地域医療を育む会 活動宣言

- 私のかかりつけ医を持つよう
★何でも相談出来る「かかりつけ医」をもお持ちしよう
- 緊急性の無い時は救急車の利用を控えよう
★タクシーや自らの利用はやめましょう
- コンビニ受診をやめよう
★コンビニ受診は、医療者の疲弊につながります
- お医者さん、医療者の方々にお世話になったら「ありがとう」のメッセージを伝えよう
★中東遠総合医療センターに「ありがとうメッセージボード」を設置してあります
- お互い様の「輪」を拓けよう
★医療の原点は、「ひと」と「ひと」です。お互いが「思いやり」の心でより良い信頼関係を築きましょう



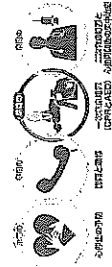
出張！f.a.n.出前講座

自分の体に関心と責任を持ちましょう！

医療や健康に関する関心を高めて、上手に医療を利用できるように出前講座を開催しています。

「子どもの急病対応ガイドブック」

を活用した出前講座や応急手当・AED使用の講座にも取り組んでいます。



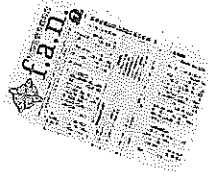
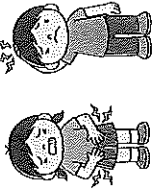
平成24～26年度に32名が応急手当普及員の認定を受けています。



子どもの急病対応ガイドブック

こんな時どうすればいいの？

熱が出た時、けがをした時、こんな時
どうすればいいの？という声から...
旧掛川市立総合病院、中東遠総合医療センター
のお医者さんや看護師さんと一緒に
急病時に使えるガイドブックを
作成しました。

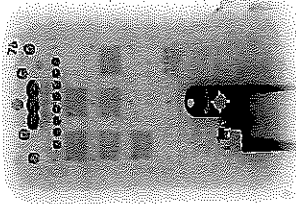


ありがとうメッセージボード

伝えられなかった言葉はありませんか？

健康で安心して暮らせる地域には、
お医者さんや医療スタッフの皆さんの
力が不可欠です。

医療が進歩した今、治って当たり前
という思い込みはないでしょうか？
中東遠総合医療センターに「ありが
たうメッセージボード」を設置してい
ます。



307通のメッセージをお預かりし、医療スタッフに手渡しました。(平成28年10月現在)

地域を良くするための仲間を募集しています！



f.a.n.地域医療を育む会では、この地域の医療や福祉について勉強したり考えたい方、関心のある方を募集しています。

医学的な知識は不要です。

あなたの知りたい、聞きたい事など一緒に勉強したり考たりしませんか？

興味をお持ちの方は、下記問い合わせ先までお気軽に御一報ください。

協賛いただける企業を募集しています！！

働く世代が多くいる各企業では、健康問題が大きなテーマとなります。

この地域をリードする企業の皆様にも、ぜひ共に活動をしていただきたいと期待しています。

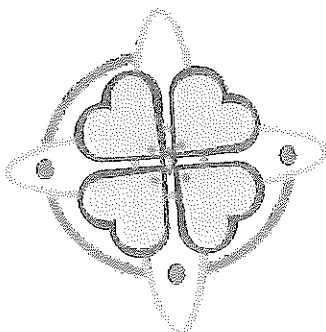
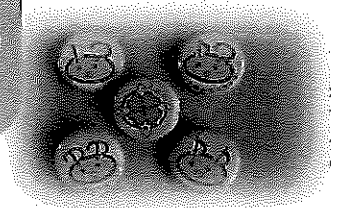
私たちの活動に賛同いただける協賛企業を募集しています。



問い合わせ先



E-mail fan.kakegawa@gmail.com
Facebook 「f.a.n.地域医療を育む会」



f.a.n.地域医療を育む会シンボルマーク

中央の四つ葉は、医療・福祉・行政・市民を表しており、お互いが支え合い協力し合う中で、この地域の医療の継続と発展を願う思いが込められています。

その周りの羽根は、お茶の新芽を守る防霜ファンをイメージしており、この地域の医療・福祉に新しい風を送り、芽を守り育てていくことを期待してデザインしています。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 f.a.n. 地域医療を育む会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中東部地域住民が安心して生活していく上で欠かすことのできない地域医療体制を考え、住民自らが健康の維持増進を図り、医療等に関する関心を高めるとともに医療、健康、福祉、介護との絆を深め、地域保健・医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域医療に関する啓発・情報発信事業
 - ② 地域医療に関する学習会開催事業
 - ③ その他、法人の目的達成のために必要な事業

第5章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

第8条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に記入し、理事長に申し込む

のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第9条 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。
(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

第16条 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第17条 役員のうちには、それぞれ別の役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

第18条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第19条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第20条 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

第21条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらから

第5章 総会

じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならぬ。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会議の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第8号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によつてあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならぬ。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を計ることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第9項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の変更に係る事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散 (合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

- 理事長 武田和子
- 副理事長 戸塚明美
- 理事 八重樫隆子
- 同 二村千恵子
- 同 岩倉ひろ子
- 監事 松本敬枝
- 同 村松篤

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成31年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員会費 2,000円(1年間分)
- (2) 賛助会員会費(個人) 1口 500円(1口以上)(1年間分)
- 賛助会員会費(団体) 1口5,000円(1口以上)(1年間分)

整理番号	3-12-4-19
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	6,315
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
<支払証明> 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟			

<領収書貼付枠>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用・後援会活動を含むため按分する	25,262 円	1/4	6,315 円
		25%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月01日 19:17

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-20
59.54L *
¥8,157
(単価値引 1円 -¥59)
値引後単価 ¥8,098
合計 ¥8,098
(内消費税等(8.00%) ¥600)
お預り ¥10,000
お釣り ¥1,902

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント: 基本P 37P
特別P 0P
今回計 37P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 7333P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C o
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
レシートNo 4774-07
デ-9No2415-2416
999監視スタッ 2018/04/01

お釣引換券

2018年04月01日 19:17

預り金額 10,000円
釣銭金額 1,902円

受付No 4774



ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月13日 14:26

売上
Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-23
56.25L *
137円 ¥7,706
(単価値引 2円 -¥112)
値引後単価 ¥7,594
合計 ¥7,594
(内消費税等(8.00%) ¥563)
お預り ¥10,000
お釣り ¥2,406

Tカード番号: [REDACTED]
ポイント: 基本P 35P
特別P 0P
今回計 35P

利用ポイント 0P
利用可能ポイント 7370P

本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ
い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C o
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
レシートNo 3890-08
デ-9No6683-6684
999監視スタッ 2018/04/13

お釣引換券

2018年04月13日 14:26

預り金額 10,000円
釣銭金額 2,406円

受付No 3890



ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月25日 15:52

売上
上 様 M

6-372534-49994-001
現金フリー
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-11
6.99L *
¥1,000
合計 ¥1,000
(内消費税等(8.00%) ¥74)
お預り ¥1,000
お釣り ¥0

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。
ENEOSフロンティア南関東C o
DDセルフ掛川インター店
静岡県 掛川市上張863-1
TEL:0537-22-2299 SS-372534
レシートNo 3708-04
デ-9No2685-2686
999監視スタッ 2018/04/25

4/1 4/13 4/25 4/29

ENEOS

納品書(領収書)

2018年04月27日 16:00

売上

Tカード会員 様

現金会員
車両番号 実車番

0026-00 レギュラー P-23
60.35L *

143円 ￥8,630
(単価値引 1円 -￥60)

値引後単価 ￥8,570

合計 ￥8,570

(内消費税等(8.00%) ￥635)

お預り ￥10,000

お釣り ￥1,430

Tカード番号: [REDACTED]

ポイント:基本P 39P

特別P 0P

今回計 39P

利用ポイント 0P

利用可能ポイント 7420P

本日付与されたポイントは2~3日

目以降に反映されます。有効期限切

等の理由で、Tカードにポイントが

加算されないことがあります。

詳細はwww.tsite.jpにてご確認下さ

い。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

ENEOSフロンティア南関東C o

DDセルフ掛川インター店

静岡県 掛川市上張863-1

TEL:0537-22-2299 SS-372534

サイトNo 4841-08

デ-外No5332-5333

999監視スタッ 2018/04/27

-----キ---リ---ト---リ-----

お釣引換券




2018年04月27日 16:00

預り金額 10,000円
釣り銭金額 1,430円

受付No 4841



整理番号	3-12-4-20
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	平成30年4月/日～平成31年/月/日	金額	4,000円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年4月～平成31年1月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>領収書の原本は、H29年度支出証拠書<3-12-3-10>に添付。</p> <p>9,600円×10/12ヶ月=8,000円 8,000円×1/2=4,000円</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 按分する	8,000円	1/2 %	4,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

3-12-4-20



領収書
増田享文様

2018年3月2日

金額 9,600 円也

上記の通り領収いたしました

株式会社 郷土新聞社
代表取締役
〒436-0056 掛川市
静岡銀行掛川支店 普通 136809
掛川信用金庫下俣支店 普通 68613
掛川市農業協同組合本所 普通 41852

『住宅地図』

1年前納 2018.2~2019.1 9600
掛川北部版 冊
掛川南部版 冊
菊川版 冊
御前崎版 冊

『広告』

郷土新聞 月分 (年間契約 割引)
グリーンタイム 月号 (割引)

時刻表

収入印紙